

富士箱根伊豆国立公園特別地域内工作物設置規制要領

(趣旨)

- 第1 富士箱根伊豆国立公園（山梨県の区域に属するものに限る。）の特別地域のうち、富士五湖沿岸の地域及び主要道路の沿線の地域における工作物の設置にかかる自然公園法による規制については、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について（環自計第173号、環自国第538号平成6年9月30日）」その他国の規制方針に基づくもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 1 「工作物」・・・建築物、塔、柱等の立体的工作物で、広告のための工作物及び舟遊場に係る工作物以外のものをいう。
 - 2 「工作物の設置」・・・工作物の新築、改築又は増築をいう。

(工作物の禁止区域)

- 第3 次の区域においては、工作物の設置は、原則として許可しないものとする。
ただし、既存工作物の改築（原形復旧的な改築に限る。）、公園事業執行のための工作物の設置及び公益上特に必要な工作物の設置については、この限りではない。
- 1 山中湖沿岸の特別地域で、別図において黄色で図示する地域。
 - 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除

(工作物規制区域及び規制基準)

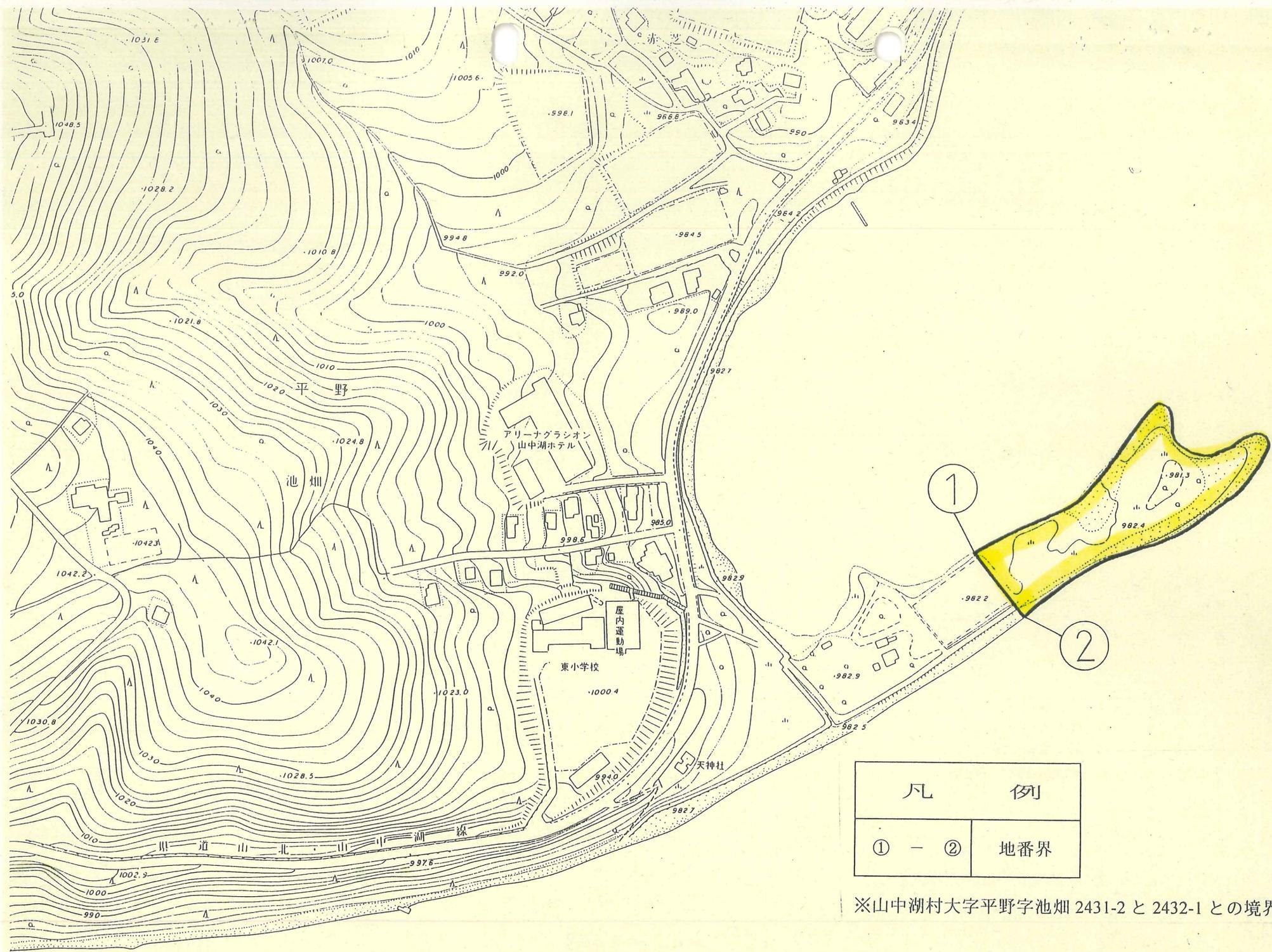
- 第4 次に掲げる区域においては、末尾に掲げる高さの基準をこえる工作物の設置は、原則として許可しないものとする。
ただし、既存工作物の改築（原形復旧的な改築に限る。）、公園事業執行のための工作物の設置及び公益上特に必要な工作物の設置については、この限りではない。
- 1 削除
 - 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除
 - 5 山中湖周辺特別地域内
 - (1) 国道413号線沿いの湖畔側民有地のうち、山中湖村平野地内の区域で、別図において橙色で図示する区域。（高さ6m）
 - (2) 削除
 - (3) 削除
 - (4) 削除
 - (5) 削除

6 削 除

第5 削 除

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。



凡 例	
① - ②	地番界

※山中湖村大字平野字池畑 2431-2 と 2432-1 との境界線

凡 例			
① - ②	所有別界 (県・民界)	③ - ④	地番界
② - ③	道路敷 (除) 界	④ - ⑤	河川敷 (除) 界

※「③ - ④」界は、山中湖村大字平野字向切詰 479-153 (含) 界

